

Ⅱ. 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(福岡県指定 第 4071600367 号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいいただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5. 個人情報保護の対応について.....	12
6. 高齢者虐待防止について.....	12
7. 緊急時等の対応について.....	12
8. 事故発生時の対応について.....	12
9. 苦情の受付について (契約書第23条参照) *	13

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 東合川福祉会
(2) 法人所在地 福岡県久留米市東合川九丁目8番1号
(3) 電話番号 0942-43-2818
(4) 代表者氏名 理事長 木下 由美子
(5) 設立年月 昭和58年9月16日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護 平成11年11月1日指定
指定介護予防短期入所生活介護 平成18年4月1日指定
福岡県4071600367号
※当施設は特別養護老人ホーム 光寿苑に併設されています。
- (2) 事業所の目的 要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム 光寿苑
- (4) 事業所の所在地 福岡県久留米市宮ノ陣町大杜467番地の1
- (5) 電話番号 0942-30-8888 (代表)
- (6) 事業所長(管理者) 氏名 施設長 木下 由美子
- (7) 当事業所の運営方針 利用者の介護の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を行う。
在宅と同じように快適でゆとりのある生活をおくれるようサービスの提供を行う。
- (8) 開設年月 平成12年4月1日
- (9) 営業日及び営業時間
- | | |
|------|--------------|
| 営業日 | 年中無休 |
| 受付時間 | 8時30分～17時30分 |
- (10) 利用定員 20人

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況により、ご希望に沿えない場合があります。)

居室・設備の種類	室数	備考
4人部屋	5室	多床室
合計	5室	
食堂	1室	特別養護老人ホームと併用
機能訓練室	2フロア	【主な設置機器】 歩行訓練棒・重垂滑車他
浴室	1室	一般浴室・リフト機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護施設及び指定介護予防短期入所生活介護に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項：居室外の廊下に共用のトイレを設置しています。なお、利用者の状態に応じてポータブルトイレをご用意いたしますので、必要な方はお申し出下さい。(利用に際しての別途徴収はございません)

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長(管理者)	1名	1名
2. 生活相談員	1名(兼)	1名(兼)
3. 介護職員	4名以上	4名以上
4. 看護職員	1名以上	1名以上
5. 機能訓練指導員	1名(兼)	1名(兼)
6. 医師	1名(兼)	1名(兼)
7. 管理栄養士	1名(兼)	1名(兼)

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例：週40時間)で除した数です。
(例) 週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1名(8時間×5名÷40時間=1名)となります。

※ご契約者の介護について、利用者3名に対して介護・看護職員1名の配置基準となっております。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週 1 回 10 : 00 ~ 12 : 00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 02 番 : 07 : 30 ~ 16 : 30 1.0 名 03 番 : 08 : 00 ~ 17 : 00 1.0 名 06 番 : 09 : 30 ~ 18 : 30 1.0 名 07 番 : 10 : 00 ~ 19 : 00 1.0 名 10 番 : 12 : 00 ~ 21 : 00 1.0 名 12 番 : 16 : 30 ~ 09 : 30 1.0 名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 02 番 : 07 : 30 ~ 16 : 30 0.2 名 03 番 : 08 : 00 ~ 17 : 00 0.6 名 05 番 : 09 : 00 ~ 18 : 00 0.2 名
4. 機能訓練指導員	04 番 : 08 : 30 ~ 17 : 30 1.0 名

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第 4 条参照）*

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割）が介護保険から給付されます。

ア. 介護予防短期入所生活介護サービス

ご契約者ができる限り要介護状態とならないで自立生活を維持・向上させていくためにするサービスで、ご契約者の改善可能性を見つけできるだけご契約者が「している生活行為」の幅を広げていくことで、生活機能の向上を図っていくことが目標です。

〈サービスの概要〉

①入浴

- ・入浴又は清拭を行います。

②排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④栄養管理

- ・当事業所では、管理栄養士があらかじめ作成した献立表により、ご契約者の年齢、心身の状況・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容の食事を提供します。
- ・ご契約者に対して適切な栄養食事相談を行います。

(食事時間)

朝食：08：00～09：00 昼食：12：00～13：00 夕食：17：30～18：30

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第7条参照）

次の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度・送迎の有無に応じて異なります。）

① 多床室（2人もしくは4人部屋）サービス費〉

	要支援1	要支援2	送迎(片道)
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	4,810円	5,910円	1,840円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,329円	5,319円	1,656円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	481円	591円	184円

※ 上記のサービス利用料金の内に機能訓練加算・サービス提供体制強化加算がそれぞれ含まれています。（処遇改善費は含まない）

※ただし、法定代理受領サービスであるときは、当該利用者の負担割合証に記載された負担割合によるものとします。※「別紙」参照

※ ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

介護職員処遇改善加算（介護報酬の8.3%）

	機能訓練体制	サービス提供体制
1. サービス利用料金	120円	180円
2. うち、介護保険から給付される金額	108円	162円
3. 自己負担額（1-2）	12円	18円

イ. 短期入所生活介護サービス

〈サービスの概要〉

①入浴

- ・入浴又は清拭を行います。
- ・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④栄養管理

- ・当事業所では、管理栄養士があらかじめ作成した献立表により、ご契約者の年齢、心身の状況・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容の食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・ご契約者に対して適切な栄養食事相談を行います。

(食事時間)

朝食：08：00～09：00 昼食：12：00～13：00 夕食：17：30～18：30

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度・送迎の有無に応じて異なります。）

①＜多床室（相部屋）サービス費＞

	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5	送迎(片道)
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	6,330 円	7,020 円	7,750 円	8,450 円	9,140 円	1,840 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,697 円	6,318 円	6,975 円	7,605 円	8,226 円	1,656 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	633 円	702 円	775 円	845 円	914 円	184 円

※ 上記のサービス利用料金の内に機能訓練体制加算・サービス提供体制強化加算がそれぞれ含まれています。（処遇改善費は含まない）

※ただし、法定代理受領サービスであるときは、当該利用者の負担割合証に記載された負担割合によるものとします。

- ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
介護報酬の 8.3%
- ・特定介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
介護報酬の 2.7%
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算
介護報酬の 1.6%

	機能訓練体制	サービス体制
1. サービス利用料金	120 円	180 円
2. うち、介護保険から給付される金額	108 円	162 円
3. 自己負担額（1－2）	12 円	18 円

※「別紙」参照

・機能訓練体制加算

専門機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士。言語聴覚士、看護職員、柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師を1名以上配置しているもの

・サービス提供体制強化加算

(Ⅰ) ①介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が80%以上

②勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上

①②のいずれかで算定可能(22単位)

(Ⅱ) 介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が60%以上(18単位)

(Ⅲ) ①介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が50%以上

②常勤職員の割合が75%以上

③勤続7年以上の職員の割合が30%以上

①②③のいずれかで算定可能(6単位)

※ (Ⅰ)を算定した場合、(Ⅱ)や(Ⅲ)は算定できないものとする。

◇共通事項(ア.介護予防短期入所生活介護費・イ.短期入所生活介護費)

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画・介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 但し、認定の結果、自立と判定された契約者は、全額自己負担となります。

☆ ご契約者に提供する食費(食材費と調理費相当額)は別途いただきます。(下記(2)①参照)

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ 送迎につきましては、他のご利用者と、同日時での送迎の場合、時間の調整又は、同乗して頂くことがあります。

・対象者のみ加算

①<療養食加算>

医師の発行する食事箋に基づく療養食及び特別な場合の検査食を提供した場合
1日3食を限度とし、1食を1回として、1回単位の評価とする。

1. サービス利用料金	80円
2. うち、介護保険から給付される金額	72円
3. 自己負担額(1-2)	8円

②<送迎加算>

利用者の心身状態、家族の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合

1. サービス利用料金	1840円
2. うち、介護保険から給付される金額	1656円
3. 自己負担額(1-2)	184円

③<緊急短期入所受入れ加算>

利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合

1. サービス利用料金	900円
2. うち、介護保険から給付される金額	810円
3. 自己負担額(1-2)	90円

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第4条、第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食事の費用

ご契約者に提供する食事(食材費と調理費相当額)にかかる費用です。

料金： 朝食 335円 ・ 昼食(おやつ込み) 600円 ・ 夕食 510円

合計 1日あたり： 基準費用 1,445円

※ご利用時のそれぞれの摂食に基づいて実費をいただきます。

②滞在費(居住費)

居室は、多床室(相部屋)については光熱水費相当がかかる費用で次のとおり実費をいただきます。

1日につき： 基準費用として 多床室(相部屋) 855円

注：ただし、上記①と②は、利用者が利用料の減免の認定を受けてある方は、その認定に基づく金額をいただきます。

※負担軽減の申請は市町村行政窓口で手続をしてください。「介護保険負担限度額認定証」が交付されます。サービスを利用するとき、認定証を提示してください。

※負担限度額の内容

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、滞在費（居住費）・食費の負担が軽減されます。

（日額）

負担段階区分	対象者 (①と②を両方満たす方)		食費	多床室
	①収入等の要件	②資産等の要件 () は夫婦の場合		
第1段階	生活保護受給者・ 老齢福祉年金受給者	1,000万円以下 (2,000万円以下)	300円	0円
第2段階	合計所得金額+ 年金収入額が 年額80万円以下の方	650万円以下 (1,650万円以下)	600円	370円
第3段階①	合計所得金額+ 年金収入額が 年額80万円超120万 円以下の方	550万円以下 (1,550万円以下)	1,000円	370円
第3段階②	合計所得金額+ 年金収入額が 年額120万円超の方	500万円以下 (1,500万円以下)	1,300円	370円
第4段階	上記以外の方	上記以外の方	1,445円	855円

②送迎に要する費用

ご契約者の選定により通常の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎

に要する費用は、久留米市外から片道 5Km未満 450円

5Km以上 10Km未満 900円

10Km以上は 5Kmごと +450円

③理髪・美容サービス

月に1回、理・美容師の出張による散髪をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり実費（¥1000）

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤複写物及び証明書の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円（公文書：1通につき 200円）

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第7条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。お支払方法は次のとおりでお願い致します。

① 郵便局通帳による自動払込 (事前に郵便局の手続が必要です。)

ご利用月の翌月に請求書を郵送いたしますので、月末までに郵便局通帳に料金・費用の振込みをお願いします。

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第8条参照)

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	食費と滞在費は、基準費用額を申し受けます。

※基準費用額	食 費	1,445円
	滞在費 (居住費)	多床室 855円

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 個人情報保護の対応について

- (1) 個人情報の取得に際して、利用目的を特定して通知または公表し、利用目的にしたがって、適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。
- (2) 個人情報の収集、利用、提供にあたっては本人および代理人の同意を得るようにします。
- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正アクセスなどのリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。

6. 高齢者虐待防止について

当事業所において、介護従事者等は次に掲げる行為は行いません。

尚、事業者は、従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知すること。

- (1) 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
- (2) 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (3) 高齢者に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- (5) 高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

7. 緊急時等の対応について

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供を行っているときに、ご契約者に病状等の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかにご家族と主治医又は協力医療機関への連絡を行い指示を仰ぎ対応します。なお、緊急やむを得ない場合は救急車の要請を行います。

8. 事故発生時の対応について

- (1) ご契約者に対する介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、ご家族とご契約者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡を行い、必要な措置を行います。
- (2) 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を図ります。

9. 実習生の受け入れについて

国家資格である介護福祉士や看護師を取得する為には、現場実習が必修とされており、当施設では実習生の受け入れを行っております。ケアプランの作成や介助方法、処置方法について学び、実践する場が必要となりますので、職員同席のもと、入所者と関わる場合があります。未来の介護福祉士・看護師育成の為、ご理解とご協力をお願い致します。

10. 苦情の受付について（契約書第23条参照）*

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）
[生活相談員] 山口久美子
- 電話番号 0942-30-8888
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日
8:30～17:30

また、意見箱（苦情受付ボックス）を事務所前に設置しております。

(2) 苦情相談委員（第三者委員）

氏名	職業及び職歴	連絡先
長尾孝彦	法人監事	0942 33 7915
丸山信子	東合川福社会 評議員	090 5926 9157

(3) 行政機関その他苦情受付機関

久留米市役所 介護保険担当課	所在地 久留米市城南町15番地の3 電話番号 0942-30-9247 ・ FAX 0942-36-6845 受付時間 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 福岡市博多区吉塚本町13番47号 電話番号 092-642-7859 ・ FAX 092-642-7857 受付時間 8:30～17:00
福岡県運営適正化委員会 (社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会)	所在地 春日市原町3丁目1番地7 クローバープラザ 4階 電話番号 092-915-3511 FAX 092-915-3512 相談日 火曜日～日曜日 受付時間 9:00～17:30

(4) 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取り組み	あり
福岡県福祉サービス第三者評価の実施	なし

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階
- (2) 建物の延べ床面積 2428.4㎡
- (3) 事業所の周辺環境 *全室南東向きの日当たりの良い静かな部屋、田畑に囲まれた緑豊かな環境、西日本鉄道甘木線「学校前駅」より徒歩3分

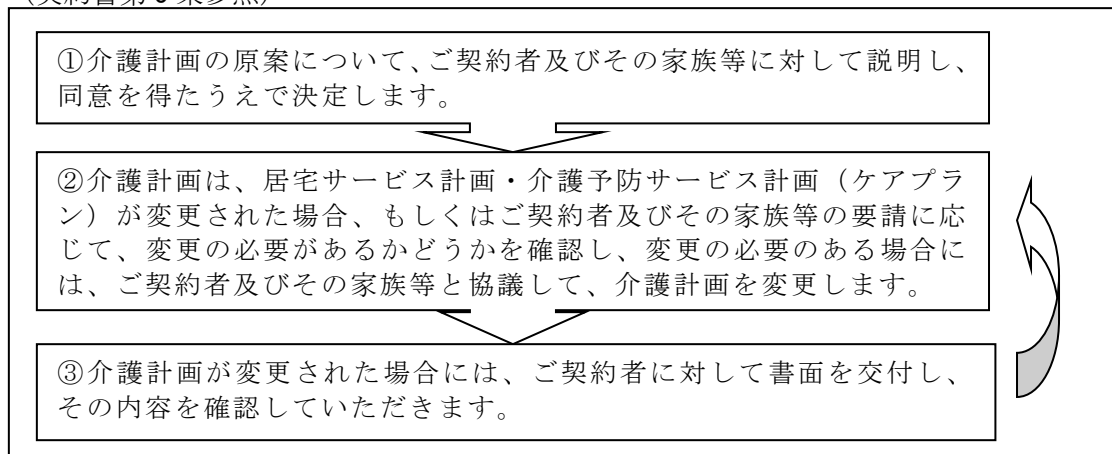
2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

- 介護職員**・…… ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。
- 生活相談員**・…… ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名の生活相談員を配置しています。
- 看護職員**・…… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
1名の看護職員を配置しています。
- 機能訓練指導員**・ご契約者の機能訓練を担当します。
1名の機能訓練指導員を配置しています。
- 管理栄養士**・……ご契約者の心身の状況、嗜好に応じて適切な献立を作成し、栄養食事相談も行います。
1名の管理栄養士を配置しています。
- 医師**・……ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
1名の医師を配置しています。(週2回の回診)

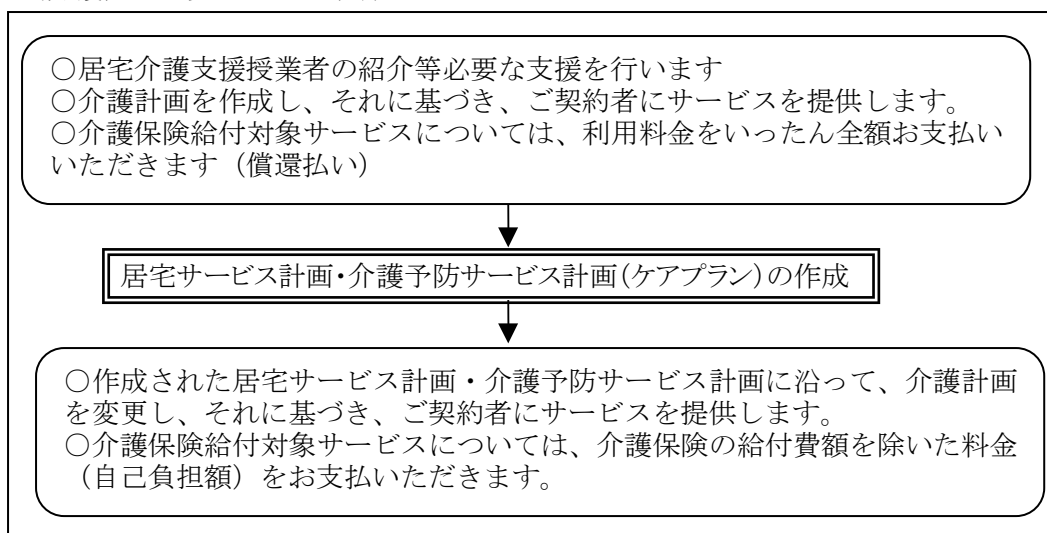
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画・介護予防サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画」(以下、介護計画という)に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。
(契約書第3条参照)

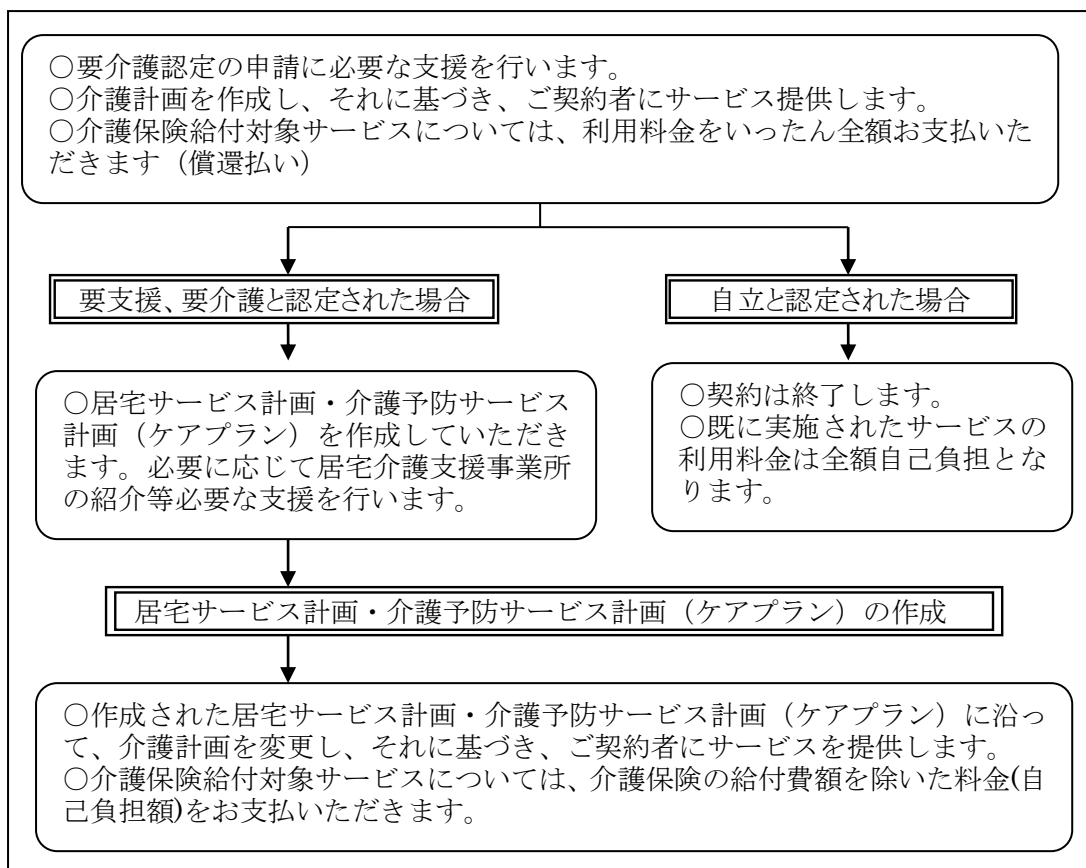


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画・介護予防サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



② 要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条～第13条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じます。
なお、緊急やむを得ない場合又はご家族が旅行等により不在で受診対応ができない場合等、職員が付き添い医療機関への受診対応致します。
 - 1) 救急車（生命にかかわる時）
 - 2) 苑所有車
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）診療情報提供書の提出

当事業所の所定用紙により診療情報提供書の提出をお願いいたします。

<ご利用にあたっての参考といたします。>

（2）持ち込みの制限

○利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

○危険物・生物・特に高価な貴重品・ペット類・歩行の妨げとなるような家具類

共同生活を行う上で他の利用者のご迷惑がかかりますので、ご遠慮願います。

（3）施設・設備の使用上の注意（契約書第14条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(4) 喫煙

事業所敷地内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(5) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

(6) 利用者及び利用者の家族等の禁止行為

- 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

例：物を投げつける、蹴る、刃物をむける、唾を吐く 等

- 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度により傷つけたりおとしめたりする行為）

例：大声を発する、怒鳴る、特定の職員に嫌がらせをする、「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する 等

- 職員に対するセクシャルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為など）

例：必要もなく手や腕、体を触る、抱きしめる、性的な卑劣な言動 等

① 協力医師

療機関名称	みやき統合クリニック
所在地	佐賀県三養基郡みやき町大字白壁字三本松 1074 番地 3
診療科	内科・循環器科

② 協力医療機関

医療機関の名称	新古賀病院
所在地	久留米市天神町 1 2 0 番地
診療科	総合

③ 協力歯科医療機関

医療機関の名称	りんご歯科
所在地	小郡市三沢 4795-9

6. 損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更にも同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第18条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第19条、第20条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画・介護予防サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第 21 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 6 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者又はご契約者のご家族の非協力など、双方の信頼関係を損壊する行為に改善の見込みがない場合や、社会通念を超えたと思われる苦情などにより、当事業所の通常の業務遂行に支障がでていると判断した場合
- ⑤ ご契約者又はご契約者のご家族から職員に対するハラスメント行為などにより、職員の心身に危害が生じ、または生ずる恐れのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、契約者に対して介護サービスを提供することが著しく困難となった場合

(3) 契約の終了に伴う援助 (契約書第 18 条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。